平成２９年（フ）第１０３号
兵庫県西宮市染殿町４番４―302号
債務者　安藤　基子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５号
兵庫県西宮市山口町下山口1650番地36　ななくさ厚生院、前住所兵庫県尼崎市東七松町１丁目16番１号（岡本マンション303号）
債務者　石田真佐一
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４１号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目１番地の15エール園田302
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市田能４丁目20番32―301号
債務者　祖田今日子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目８番10号　ハーモニーヴィラ202号
債務者　田中久仁夫
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―1409号
債務者　六車　　進
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―1409号
債務者　六車　照子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７号
奈良県天理市田井庄町546番地　矢追マンション307
債務者　乾　　裕子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６２号
奈良県天理市田井庄町500番地１　ソレイユ404
債務者　栗山由美子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７９号
奈良市松陽台４丁目21番７―201号
債務者　原田早智子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
広島県三原市旭町２丁目１番47号
債務者　大池　澄夫
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８８号
愛媛県伊予郡砥部町原町260―１　グループホームさとわ、住民票上の住所愛媛県今治市蔵敷町１丁目７番地２
債務者　青野　　清
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
宮崎県都城市上水流町4465番地
債務者　森島美代子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第４８号
秋田市牛島東４丁目７番８号
債務者　佐藤　結花
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９号
秋田市中通６丁目16番11号907
債務者　進藤　直子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１号
秋田市手形田中10番10号
債務者　齋藤　浪子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
福島市太田町25番12号　コーポみちのく205
債務者　佐々木佐知子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
福島地方裁判所